

介護専用型ケアハウス故郷の家・東京 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こころの家族が開設する介護専用型ケアハウス 故郷の家・東京（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者（以下「職員」という。）が、要介護（要支援）状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

2 施設は、介護保険法その他の法令、「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 114 号）」、「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 137 号）」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(運営の方針)

第2条 施設は、介護保険法等の主旨にそって、要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行うものとする。

2 施設は、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	介護専用型ケアハウス 故郷の家・東京
-----	--------------------

所在地 東京都江東区塩浜一丁目 4 番 48 号

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は 30 人とする。(ユニット型個室 30 名)

- 2 ユニット数は、4 ユニットで、ユニット毎の利用定員は 7～8 名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事業がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1 人
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で 1 人以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 常勤換算方式で合計 9 名以上
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算方法で合計 1 人以上
看護職員は、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 常勤 1 人以上
利用者の状態を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行う。

第三章 設備

(設備及び備品等)

第6条 居室

施設は、利用者の居室は、原則個室(定員 1 名)とし、ベッド等を備品として備える。但し、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員 2 名とすることができる。

第7条 共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として相応しい形状を有し、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子などの備品を備える。

第8条 浴室

施設は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第9条 洗面設備及び便所

洗面設備は居室毎に、便所はユニットごとに3カ所設ける。

第10条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーターなどを設ける。

第四章 入所及び退所

(入所)

第11条 入所に当たっては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、特定介護等従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して理解しやすいように説明を行い入所及び特定介護等の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入所申込者又は利用者が入院治療を要する者であること等入所申込者又は利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退所)

第12条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者につい

て、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に付する貴報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(特定施設入居者生活介護の内容)

第14条 利用者が自立した日常生活を営む事ができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

2 施設は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上適切な方法により、入浴させる。ただし、寝台の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合がある。

3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。

(特定施設サービス計画の作成)

第15条 施設の管理者は、計画作成担当者に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 特定施設サービスの計画の作成を担当する計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画作成担当者は、利用者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載するものとする。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の立案について利用者に説明し、同意を得るものとする。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第16条 施設は、要介護状態（要支援状態）の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービス提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 施設は、サービスを提供するに当たって、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 施設は、従業者がサービスを提供するに当たって、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録して行うものとする。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(健康管理)

第18条 施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(利用料及びその他の費用)

第19条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）によるものとする。

- 3 施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) サービスの提供に要する費用

収入による階層区分		利用料徴収金額
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円以上	44,400 円

※ 11 月から 3 月までの冬期には暖房費として 1 人月額 2,130 円を加算する。

(2) 生活費 46,090 円／月

食材料費および共用部分に係る光熱水費のほか、施設の共用部分の維持管理費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用。

ただし、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限とする。

(3) 居住に要する費用 80,400 円／月

施設の建築年次における施設整備費補助やその他の公的補助の状況、その他の事情を勘案して設定する。

(4) 居住にかかる光熱水道費 10,500 円／月 ※定期的に見直しを実施する。

(5) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）

(6) 事務管理費（貴重品管理サービス） 3,000 円／月

内訳 預金通帳・貴重品の保管、小遣いの入出金管理、各種税金の手続き等

(7) 理美容代 実費

(8) 日常生活用品費

契約者の日常生活に要する費用で、契約者が負担することが適当であるものにかかる費用を実費で負担する。

(9) 特別な介護に要する費用

(10) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(11) その他の費用

- 4 前項における費用の額におけるサービス提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料等の請求)

第20条 施設は、毎月、利用者に請求する入所料等につき、入所者に対し、その明細を呈示する。

(利用料の変更等)

第21条 施設は、介護保険法その他関係法令の改正並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第五章 職員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第22条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。
- (4) 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持に努めるものとする。

(利用者に関する保険者への通知)

第23条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(衛生管理等)

第24条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(従業者の質の確保)

第25条 施設は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行うものとする。

- (1) 認知症の利用者への対応及びケア
- (2) 利用者のプライバシーの保護
- (3) 食事介助
- (4) 入浴介助
- (5) 排泄介助
- (6) 移動介助
- (7) 清拭及び整容
- (8) 口腔ケア
- (9) 利用者の金銭管理

(個人情報の保護)

第26条 施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

第六章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第27条 職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第28条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに区市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び職員の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第七章 その他

(地域との連携)

第30条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第31条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとするものとする。

(苦情処理)

第32条 施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、区市町村からの文書の提出・提示の求め、又は区市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。区市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(虐待防止に関する事項)

第 33 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 34 条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 35 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 36 条 施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 12 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする

(掲示)

第 37 条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力病院)

第 38 条 施設は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定める。

２ 施設は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定める。

(その他)

第 39 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。